

徳山東部浄化センター脱硫剤入替業務 仕様書

第1章 総則

第1節 一般事項

本仕様書は、徳山東部浄化センター脱硫剤入替業務に適用するものである。

本業務は「仕様書」に基づき、当該施設の脱硫剤の入替を行うものである。なお、脱硫剤及び使用済み脱硫剤の運搬、処分は、含まないものとする。

第2節 業務範囲

本業務は、脱硫装置の機能維持を目的に、年3回（予定）の脱硫剤の入替を行うものである。受注者は仕様書等に基づき受注業務を完全に履行しなければならない。

なお、作業は当浄化センターの運転業務に支障をきたすことの無いよう計画すること。

第3節 業務上の留意事項

- 1 当該施設はもとより、他施設の休止期間を最大限短縮すること。
- 2 業務範囲外の施設機器等には立ち入りを禁止する。
- 3 酸素欠乏症、硫化水素中毒等の恐れのある危険箇所の作業に際しては、労働安全衛生法、労働安全衛生法施行令及び酸素欠乏症等防止規則を遵守すること。
- 4 高所や閉所等危険箇所での作業は安全に十分留意すること。
- 5 浄化センターの備え付け工具は使用できない。
- 6 仮設足場を設置する場合、落下等の事故防止に十分安全を配慮し強固に設置すること。
- 7 現場内の作業は火気厳禁とし、ライター等火気類の現場持ち込みは原則として禁止する。
- 8 浄化センター内の電源は原則使用禁止とするが、電動工具類の絶縁測定等必要な資料を添え、発注者に許可を得た場合はその限りでない。
- 9 発注者の承諾を得た者でなければ、処理場への出入りは許可しない。
- 10 その他不明な点は発注者の指示に従うこと。

第4節 委託期間

契約日から令和8年3月31日までとする。

第5節 業務内容

1 入替業務

発注者が支給する脱硫剤を脱硫装置に投入充填する。なお、作業手順については第2章参照のこと。

2 指示の履行

受注者は発注者の指示に従って業務に従事しなければならない。

3 委託業務に従事する者の契約取消し

業務上不適格であると認めた場合は、契約を取消すものとする。

4 従業員の勤務

従業員の勤務については、労働基準法及び関連する関係諸法令及び条例等を遵守すること。

5 労務管理

受注者は、従業員の労務管理の一切の責任を負うものとする。

6 安全教育の徹底

委託業務の実施にあたり、事故が発生しないよう使用人等を含む業務作業者に安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めること。

7 保健衛生管理

従業員の保健衛生管理を徹底しなければならない。

8 緊急事態発生への対応

作業中に事故等が発生した場合は、直ちに市へ連絡し、速やかに必要な処置を講じること。

9 受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び中小企業退職金共済法の規定により、雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入すること。

第6節 提出書類

1 施工写真 1部

2 その他発注者の指示したもの

第7節 保証

業務終了後、受注者に起因する不都合等が生じた場合は、受注者の責任において対応処置をすること。

第8節 支払

支払いは、1回の作業終了毎に行う。

第2章 作業要領

第1節 作業手順

1 クレーン等を用い、装置上部より空の脱硫装置に新剤(フレコン袋 500kg×4袋入)を充填する。

2 新剤を充填した後、脱硫装置の蓋を閉める。その後装置内を窒素ガスで置換し、脱硫装置の切り換えを行う。この時石鹼水等を用い、蓋の隙間よりガス漏れがないことを確認すること。(切り換えに伴うバルブの開閉等の作業は当浄化センター職員で行う。)

なお、脱硫装置内の気体が置換されたかどうかは、脱硫装置上部のサンプリング口にてガス濃度計測を行い、酸素濃度が約 0%になったことを目安とする。

- 3 脱硫装置上部注水口より、使用済み脱硫剤が入った脱硫装置に水を注水する。装置内が水で満たされたことを確認した後、脱硫装置の蓋の開放を行い、脱硫剤が水で浸されたことを確認する。なお、注水する水は場内の処理水を用いて良い。
- 4 発注者がコンテナを設置しておくため、脱硫装置側面の取り出し口を開放し、シュートを用いて脱硫剤をコンテナ内に移す。
- 5 脱硫装置内が空になったことを確認し、上部の蓋を閉める。

なお、脱硫剤の入替えについては、発注者の指定する時期に行うこと。

第 2 節 脱硫剤

脱硫剤については、支給品とする。

第 3 節 交換部品

脱硫装置蓋（脱硫剤投入口）及び脱硫装置蓋（脱硫剤取り出し口）のパッキンは受注者で準備するものとし、脱硫剤を充填した装置については業務毎に交換するものとする。

第 4 節 その他

- 1 脱硫剤 2 t の入替えをもって 1 回の業務完了とし、施工写真等を提出し、発注者の検収を受けること。
- 2 ガス置換用の窒素ガスは 15m³ 以上を用意すること。
- 3 雨天の場合、入替えを延期することがある。
- 4 業務予定回数は年 3 回（予定）とする。
- 5 脱硫剤の充填と取り出しは別日に行うことがある。
- 6 本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と協議して決定する。

以 上